

制度開始前までの手続の留意事項

◆ 以下の事前の 절차를完了せず、TPP11協定の発効日以降、輸入申告の直前にこれら全ての 手続を行わなければならないとなると、輸入申告が予定よりも遅れることが容易に想定される。

区分	輸入申告者（売渡等申込者）		機構	適用規程	
売買 申込	<ul style="list-style-type: none"> ● 売買手続届出書のデータ入力及び原本（委任状を含む）の提出 ● ログインID受領及びパスワードの設定 ● 商品別の含糖率のデータ入力及び証拠書類の提出 ● 売渡し及び買戻しの申込書及び添付書類の提出 		<ul style="list-style-type: none"> ● ログインIDの交付 ● 含糖率の確認 ● 承諾書の交付 	「輸入加糖調製品売買要領」	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸入加糖調製品売買差額一括納付申請書（希望者のみ） 注：一括納付とは、1カ月分の売買差額を翌月10日までに一括して納付する方法 		<ul style="list-style-type: none"> ● 一括納付承認書の交付 		
担保	共通項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 担保提供書の提出（特定金銭担保は省略可） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 担保預書の交付 	「指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等担保取扱要領」	
	いずれか 選択	金銭（特定）	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行へ振込依頼 		<ul style="list-style-type: none"> ● 担保額の確定メール ● 入金確認
		金銭（根）	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行へ振込依頼 		<ul style="list-style-type: none"> ● 入金確認
		保証書	<ul style="list-style-type: none"> ● 取引金融機関への保証書の作成依頼 ● 機構への保証書の提供 		<ul style="list-style-type: none"> ● 保証書確認
		法令保証証券	<ul style="list-style-type: none"> ● 損保会社への法令保証証券の作成依頼 ● 機構への法令保証証券提供 		<ul style="list-style-type: none"> ● 法令保証証券確認
	国債等	<ul style="list-style-type: none"> ● 証券会社へ質権振替依頼 ● 機構への国債等の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 質権口座の開設 		

◆ 事前の手續を完了していれば、T P P 11協定の発効日以降に輸入申告する場合は、機構売買手續は売渡し及び買戻しの申込書及び添付書類の提出のみ（金銭（特定担保）の場合を除く）で済むことから、予定どおりの輸入申告が可能。

◆ このため、輸入申告者が事前の手續を発効前に完了できるようにすることが必要。

区分	輸入申告者（売渡等申込者）		機構	適用規程	
売買申込	<ul style="list-style-type: none"> ● 売買手續届出書のデータ入力及び原本（委任状を含む）の提出 ● ログインID受領及びパスワードの設定 ● 商品別の含糖率のデータ入力及び証拠書類の提出 ● 売渡し及び買戻しの申込書及び添付書類の提出 		<ul style="list-style-type: none"> ● ログインIDの交付 ● 含糖率の確認 ● 承諾書の交付 	「輸入加糖調製品売買要領」	
	<ul style="list-style-type: none"> ● 輸入加糖調製品売買差額一括納付申請書（希望者のみ） <small>注：一括納付とは、1カ月分の売買差額を翌月10日までに一括して納付する方法</small>		<ul style="list-style-type: none"> ● 一括納付承認書 		
担保	共通項目	<ul style="list-style-type: none"> ● 担保提供書の提出（特定金銭担保は省略可） 	<ul style="list-style-type: none"> ● 担保預書の交付の交付 	「指定糖、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等担保取扱要領」	
	いずれか選択	金銭（特定）	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行へ振込依頼 		<ul style="list-style-type: none"> ● 担保額の確定メール ● 入金の確認
		金銭（根）	<ul style="list-style-type: none"> ● 銀行へ振込依頼 		<ul style="list-style-type: none"> ● 入金の確認
		保証書	<ul style="list-style-type: none"> ● 取引金融機関への保証書の作成依頼 ● 機構への保証書の提供 		<ul style="list-style-type: none"> ● 保証書の確認
		法令保証証券	<ul style="list-style-type: none"> ● 損保会社への法令保証証券の作成依頼 ● 機構への法令保証証券提供 		<ul style="list-style-type: none"> ● 保証証券の確認
国債等	<ul style="list-style-type: none"> ● 証券会社へ質権振替依頼 ● 機構への国債等の提供 	<ul style="list-style-type: none"> ● 質権口座の開設 			

- ◆ TPP11協定の発効日（平成30年12月30日）以降に、予定どおりの輸入申告を可能にするため、以下の（1）～（4）の手続項目を発効前までに行うことが必要です。
- ◆ このため、これらの事前の手続については「TPP11協定の発効前における輸入加糖調製品の売渡し及び買戻しに係る事前の届出等に関する取扱要領」を整備し、発効前に行えるよう措置しました。（注：取扱要領は資料の参考3を参照。）
- ◆ この取扱要領に掲載してある様式（売買手続届出書及び担保提供書を除く）は、売買用Webサイトからは作成できないことから、機構HP（https://www.alic.go.jp/t-kanri/tochousei01_000033.html）からダウンロードの上、作成してください。

【事前の手続項目】

（1）売買手続届出書の提出

- ① 売買手続届出書のデータ入力
- ② 売買手続届出書（原本）の提出
- ③ 委任状の提出（内部委任の場合のみ）

（2）含糖率の登録

- ① 商品別の含糖率のデータ入力
- ② 商品別の含糖率の証拠書類（砂糖の含有量が確認できる成分表等）の提出

（3）担保の提供

- ① 共通項目：担保提供書
- ② 担保（以下のうちいずれか）

ア 金銭（特定担保＝1件の売買申込みに係る金銭振込みによる方法）※金銭（特定担保）は、売買申込後、機構から通知される売買差額確定メールを受信した後に振込んでいただきます。

イ 金銭（根担保＝一定期間における複数の売買申込の売買差額に相当する額を事前に提供する方法）

ウ 保証書

エ 法令保証証券

オ 国債等

（4）売買差額の納付方法

- ① 売買差額の一括納付申請（1カ月の輸入許可分の売買に係る売買差額を翌月10日までに納付する場合）
- ② その他

各種様式については、機構HP（<https://www.alic.go.jp/operation/sugar/operation-collection.html>）の「輸入加糖調製品 1. 関係規程・様式」をクリックして、リンク先の「様式・記入例」に掲載されております。

調整金徴収業務(指定糖・異性化糖・輸入加糖調製品)
TPP11協定の発効日
TPP11協定は、平成30年12月30日に発効します。
輸入加糖調製品は輸入申告の前に調整金の納付が必要となります。(手続の概要(リンクレット))
指定糖
<ul style="list-style-type: none"> 1. 砂糖の売買手続き 2. よくある質問 3. 関係規程・様式
異性化糖
<ul style="list-style-type: none"> 1. 輸入異性化糖等の売買手続き 2. 関係規程・様式
輸入加糖調製品
<ul style="list-style-type: none"> 1. 関係規程・様式 2. 第2回説明会(輸入加糖調製品の機構売買手続に関する説明会)の開催

1 輸入加糖調製品
関係規程(PDF)
<ul style="list-style-type: none"> ■ TPP11協定の発効前における輸入加糖調製品の売渡し及び買戻しに係る事前の届出等に関する取扱要領 [391KB]
様式・記入例
<ul style="list-style-type: none"> ■ (別紙第1号様式)売買手続届出書【売買用Webサイトから作成してください】 [29KB] ■ (別紙2)委任状 [21KB] ■ (別紙第3号様式)保証書(特定担保用) [21KB] ■ (別紙第4号様式)保証書(根担保用) [19KB] ■ (別紙第5号様式)法令保証証券(指定額、異性化糖等、輸入加糖調製品及び指定でん粉等の売買差額等の納付に係る保証) [23KB] ■ 法令保証基本約款(特定保証用) [21KB] ■ 法令保証基本約款(根保証用) [22KB] ■ (別紙第6号様式)担保提供書【売買用Webサイトから作成してください】 [21KB] ■ (別紙第8号様式)振替値担保明細書 [19KB] ■ (別紙第9号-1様式)輸入加糖調製品売買差額一括納付申請書 [20KB] ■ (別紙第9号-2様式)輸入加糖調製品売買差額一括納付承認書 [20KB]

売買用Webサイトで作成

売買用Webサイトで作成

① 売買手続届出書のデータ入力

- ◆ 第1回説明会終了後（平成30年7月末より）、データの入力が以下のURLから可能となっておりますので、未登録の輸入申告者におかれましては、操作マニュアル（注）に従って、**平成30年11月30日（金）まで**に登録をお願いいたします。

【URL <https://sscs.alic.go.jp/sscs/>】

（注）売買用Webサイト操作マニュアルー売買手続届出編ーは、機構HP（<https://www.alic.go.jp/operation/sugar/operation-collection.html>）からダウンロードしてください。

② 売買手続届出書（原本）の提出

- ◆ ①のデータ入力後、売買Webサイトより売買手続届出書が自動生成されます。印刷後、売買手続届出書（原本）を、**平成30年12月28日（金）まで**に、機構に提出してください。
- ◆ 既に提出している方につきましては、その内容に変更がない限り、あらためての提出は不要です。
- ◆ 「住所・名称・役職・氏名」の欄に代表者印の押印及び「1 売買申込みに使用する代表者の印鑑」の欄に代表者印（内部委任する場合は代理人印）の押印を忘れないようにしてください。【詳細は資料6の記入例の売買手続届出書を参照】

③ 委任状の提出（内部（社内に限る）委任の場合のみ）

- ◆ 代表者より売買に係る一切の権限を委任（**内部委任のみで、第三者である通関業者等に委任はできません。**）され、**代理人が売買申込み及び担保の提供等を行う場合**は、売買手続届出書の**別紙2の委任状**を②売買手続届出書（原本）に添えて**提出**してください。【詳細は資料6の記入例の委任状を参照】
- ◆ 複数の部署の責任者（代理人）に権限を委任する場合は、委任する部署ごとに委任状が必要になります。
- ◆ 他の品目（指定糖等）で既に委任状を提出している方は、対象品目に輸入加糖調製品を追加して改めてご提出ください。
- ◆ 委任状は売買用Webサイトからは作成はできませんので、様式は、機構HP（<https://www.alic.go.jp/operation/sugar/operation-collection.html>）からダウンロードの上、作成してください。

① 商品別の含糖率のデータ入力

- ◆ 法令に基づき、売買差額は輸入加糖調製品に含まれる砂糖の割合に応じて算出されることから、商品別の含糖率が必要となります。
- ◆ 未登録の輸入申告者におかれましては、**平成30年11月30日（金）まで**に届出（Web申請）をお願いいたします。
- ◆ また、売買においては、届け出た商品と一致しているかどうかの確認を、売渡し及び買戻し申込書の添付資料であるインボイスやパッキングリスト等で行いますので、届出の際の**商品名はインボイス等に記載される商品名**にするよう留意してください。

事前の届出

輸入申告者



含糖率データをWeb申請

機構

データと証拠書類の確認

証拠書類をメール送信

成分表

商品名：CS-1
 原産地：韓国
 原材料：砂糖 90%
 ココア10%
 製造者：〇〇社

売買

輸入申告者



売買申込データをWeb申請

機構

インボイス等の商品名で届出済の商品であることを確認

インボイスをアップロード

インボイス

依頼主：〇〇社 問合番号：
 届け先：輸入申告者名 支払条件：
 内容品の内訳
商品名：CS-1
 正味重量：18,000kg
 数量：1
 単価：100円
 合計：1,800,000円

② 商品別の含糖率の証拠書類の提出

- ◆ 含糖率は売買差額を算出するに当たり重要な要素であることから、機構は届出された含糖率を確認する必要があるため、含糖率、商品名、砂糖以外の原材料等が記載された**証拠書類（成分表や配合率表等）を平成30年11月30日（金）までにメールにて提出**してください。

① 共通項目：担保提供書

- ◆ 担保（金銭、保証書、保証証券及び国債等）を提供するに当たり、「担保提供書」を添付して提出してください。ただし、②の金銭の特定担保を提供（銀行振込）する場合には、担保提供書の提出は省略できます。【詳細は資料6の記入例の担保提供書を参照】
- ◆ 輸入加糖調製品に係る担保は、他の品目（指定糖等）と共有することはできませんので、単独の担保となります。
- ◆ 担保提供書及び担保の現物（金銭の特定担保を除く）は、平成30年12月19日（水）～28日（金）までに提出してください。

②ア 金銭（特定担保）

- ◆ 金銭（特定担保）とは、1件の売買申込の売買差額に相当する額を提供（銀行振込）するものです。
- ◆ 金銭（特定担保）を用いてTPP11協定発効日直後（平成31年1月4日（金）、7日（月）又は8日（火）に輸入申告を予定しているもの）に売買申込を行う場合は、根担保とは異なり、売買差額の額を都度、機構が確認し、確定メールを送付する手続がありますので、P.18のスケジュールに沿って行ってください。
- ◆ 金銭（特定担保）の提供を銀行振込で行う場合は、機構が指定する口座に入金してください。
- ◆ 金銭（特定担保）の提供を銀行振込で行う場合は、担保提供書の提出は省略できます（金銭を持参する場合は必要です）。
- ◆ 金銭（特定担保）には、利子を付しません。
- ◆ なお、平成31年1月9日（水）以降に輸入申告予定の売買申込は輸入申告日の前々日、金銭の提供は機構から担保提供依頼のメールを受信後（輸入申告の前日）というスケジュールで行ってください。

[担保金振込口座]

口座名義	銀行名	本支店名	預金種類	口座番号
ドクリツギョウセイレウジンノウチクサンギョウシンコウキコウサトウカンジョウタンポクゲチ 独立行政法人農畜産業振興機構 砂糖勘定 担保口	百十四銀行	東京支店	普通預金	0370117

（注1）担保は、①銀行窓口、②ファームバンキング、③インターネットでの提供が可能です。

（注2）銀行振込手数料は担保提供者の負担となりますが、金融機関や納付方法により手数料の金額が異なりますので、ご利用の金融機関へお問い合わせください。

②イ 金銭 (根担保)

- ◆ 金銭 (根担保) とは、一定期間における複数の売買申込の売買差額に相当する額を提供するものです。
- ◆ 金銭 (根担保) の提供を行う場合は、**担保提供書の提出**が必要です。
- ◆ 担保を**売買の都度取り崩していく場合**は、売買用Webサイトの担保提供書情報入力画面上で、「5. 金銭担保を売買差額に充当する場合」に**チェックを入れてください**。
- ◆ 一方、担保を売買の都度取り崩さず、別途、**納付通知書 (個別又は一括)**で納付する場合は、**チェックが入っていないことを確認してください**。【詳細は資料6の記入例の担保提供書を参照】
- ◆ 金銭 (根担保) の提供を銀行振込で行う場合は、**機構が指定する口座 (②と同じ) に入金**してください。
- ◆ 提供された金銭は、機構の指定口座で管理します (保証期間が過ぎ、債務が消滅した後、担保受領書と引き替えに返還いたします)。
- ◆ 金銭 (根担保) には、利子は付しません。

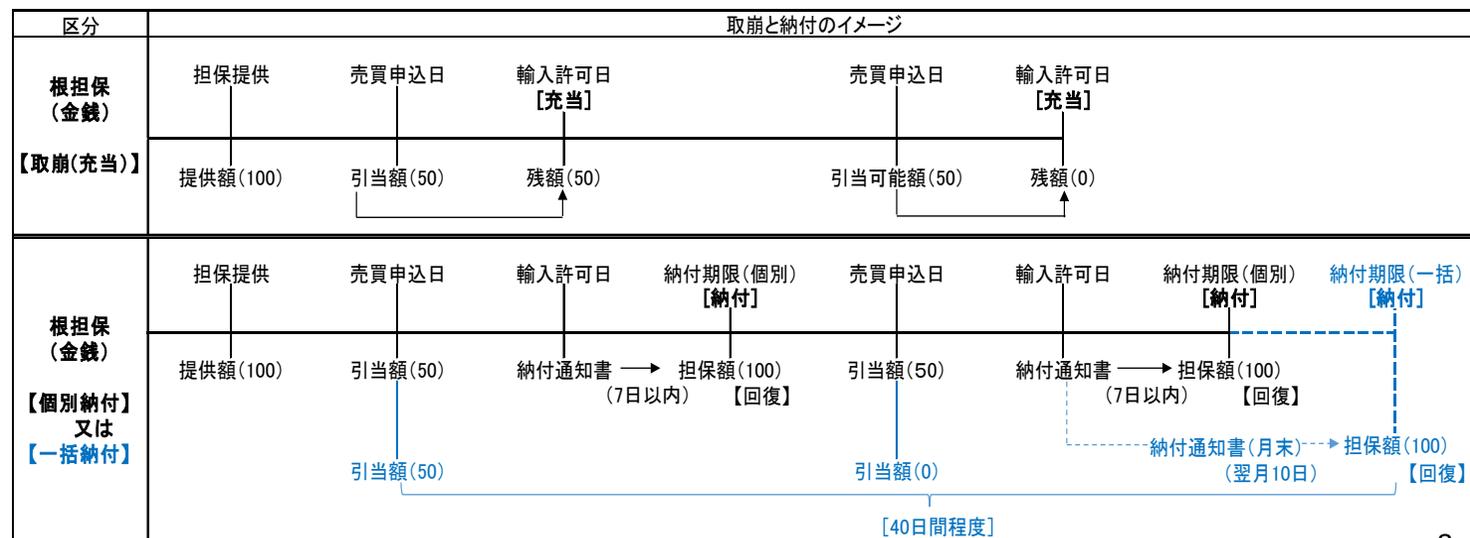
(参考1) 金銭担保の取崩を選択する場合

売買用Webサイトの担保提供書情報入力画面上で、「5. 金銭担保を売買差額に充当する場合」に**チェック**を入れてください。

5. 金銭担保を売買差額に充当する場合 ?

充当の可否 輸入許可証等を提示したとき、金銭担保を売買差額に充当してください。

(参考2) 金銭担保を売買差額として取崩 (充当) する場合と納付通知書による納付する場合の違い



②ウ 保証書 (金融機関による保証)

- ◆ 保証書とは、売買申込の売買差額に相当する額を金融機関が第三者 (連帯保証人) として保証するものです。
- ◆ 保証書は、機構が定める様式を使用してください。【詳細は資料6の記入例の保証書を参照】
- ◆ 保証書の提供を行う場合は、担保提供書の提出が必要です (保証書は担保提供書に添付して提出してください)。
- ◆ 提供された現物は、機構において債務が消滅 (売買差額の納付) するまで保管しておきます (保証期間が過ぎ、債務が消滅した後、担保受領書と引き替えに返還いたします)。
- ◆ 保証書は売買用Webサイトからは作成はできませんので、様式は、機構HP
(<https://www.alic.go.jp/operation/sugar/operation-collection.html>) からダウンロードの上、作成してください。

②エ 法令保証証券 (損害保険会社による保証)

- ◆ 法令保証証券とは、売買申込の売買差額に相当する額を損害保険会社が第三者 (保証人) として保証するものです。
- ◆ 法令保証証券は、機構が定める様式を使用してください。【詳細は資料6の記入例の法令保証証券を参照】
- ◆ 法令保証証券は、損害保険会社に約款を交付してください。
- ◆ 法令保証証券の提供を行う場合は、担保提供書の提出が必要です (法令保証証券は担保提供書に添付して提出してください)。
- ◆ 提供された現物は、機構において債務が消滅 (売買差額の納付) するまで保管しておきます (保証期間が過ぎ、債務が消滅した後、担保受領書と引き替えに返還いたします)。
- ◆ 法令保証証券は売買用Webサイトからは作成はできませんので、様式は、機構HP
(<https://www.alic.go.jp/operation/sugar/operation-collection.html>) からダウンロードの上、作成してください。

②オ 国債等

- ◆ 国債等は、利付国債及び地方債、利付金融債です。
- ◆ 国債等は、機構の指定金融機関に担保提供者ごとに質権口座を開設しますので、あらかじめ機構に連絡をお願いします。
- ◆ 国債等の提供を行う場合は、担保提供書及び振替債担保明細書の提出が必要です（担保提供書及び振替債担保明細書の提出と併せて口座振替してください）。
- ◆ なお、国債等の担保価額は額面から一定割合で割り引いて評価します。

① 売買差額の一括納付申請

- ◆ 一括納付とは、当月の輸入許可分の売買差額を翌月の10日までに納付する方法です。
- ◆ 一括納付を希望する場合は、平成30年12月19日（水）～28日（金）までに機構が定める様式にて申請してください。【詳細は資料6の記入例の輸入加糖調製品売買差額一括納付申請書を参照】
- ◆ 一括納付の適用期間は最長1年ですが、運用上、砂糖年度単位（当年10月から翌年9月末）で提出していただいておりますので、一括納付申請書に記載する期間の終了日は平成31年9月としてください。
- ◆ 一括納付申請書は、売買用Webサイトからは作成はできませんので、様式は、機構HP (<https://www.alic.go.jp/operation/sugar/operation-collection.html>) からダウンロードの上、作成してください。

② その他

- ◆ 納付通知書による売買差額を納付する口座（調整金振込口座）は、P.20を参照してください。

(1) 税関の外国為替相場の週レート等

輸入申告予定日	適用期間	公示日
H31.1.4 (金)	H30.12.30～H31.1.5	H30.12.25
H31.1.7 (月)	H31.1.6～1.12	H31.1.4 (予定)
H31.1.8 (火)		

* : 新HSコードのNACCSへの反映は発効日(12月30日)の予定であることから、12月26～27日の売買申込みに係る輸入申告入力控は旧HSコードでの作成で構いません。

(2) 金銭(特定担保)の場合

輸入申告 予定日	Web 売買申込	売買差額 確定メール ^(注1)	担保(金銭) 振込 ^(注2)	入金確認	承諾書 ダウンロード	輸入許 可	輸入許可書 アップロード	領収済通知書 ダウンロード ^(注3)
	輸入申告者 →機構	機構→ 輸入申告者	輸入申告者→ 担保金口座	機構	機構→ 輸入申告者	税関	輸入申告者 →機構	機構→ 輸入申告者
H31.1.4	H30.12.26 ～27*	H30.12.26～27	H30.12.28 17:00まで	H30.12.28	H31.1.4	H31.1.4	輸入許可後、 速やかに	輸入許可書確 認後(調整金 口座振替後)
H31.1.7	H31.1.4	H31.1.4	H31.1.7 10:00まで	H31.1.7	H31.1.7	H31.1.7		
H31.1.8					H31.1.8	H31.1.8		

注1 : 売買差額確定メールは、委託している通関業者(売買手続届出書で登録した者)にも同様の内容のメールが届きます。

注2 : 金銭(特定担保)の担保金振込口座は、P.13を参照してください。

注3 : 領収済通知書の発行のメールは、委託している通関業者には届きません。

(3) 金銭（根担保）、保証書、法令保証証券、国債等の場合

輸入申告 予定日	担保提供 (注1)	Web 売買申込	担保 引当	承諾書 ダウンロード	輸入許可	輸入許可書 アップロード	納付通知書 ダウンロード (注2)	売買差額納付 (注3)	担保回復
	輸入申告者→ 機構	輸入申告者 →機構	機構	機構→ 輸入申告者	税関	輸入申告者 →機構	機構→ 輸入申告者	輸入申告者 →調整金口座	機構
H31.1.4	H30.12.19～ 27	H30.12.27 ～28	H31.1.4	H31.1.4	H31.1.4	輸入許可後、 速やかに	輸入許可書 を確認後、 速やかに	輸入許可日か ら7日以内	入金 確認後
H31.1.7	H30.12.19～ 28	H31.1.4	H31.1.7	H31.1.7					
H31.1.8	H30.12.19～ H31.1.4	H31.1.7	H31.1.8	H31.1.8					

注1：金銭（根担保）の担保金振込口座は、P.13を参照してください。

注2：納付通知書の発行のメールは、委託している通関業者には届きません。

注3：売買差額を納付する調整金振込口座は、P.20を参照してください。

5. 納付通知書による売買差額を納付する口座（調整金振込口座）

- ◆ 納付通知書による売買差額を納付する場合の機構の指定口座（調整金振込口座）は、以下の5行です。
- ◆ 担保金振込口座（P.13参照）と異なることから、間違えないようにしてください。

口座名義	銀行名	本支店名	預金種類	口座番号	
ト`クリツギ`ヨウセイホウジ`ソノウチカサキ`ヨウシンコウキコウ 独立行政法人農畜産業振興機構	百十四銀行	東京支店	普通預金	0 4 1 1 2 5 5	
	みずほ銀行	本店	普通預金	3 5 5 8 1 7 8	
	サトウカンジ`ヨウ`チヨウセイキン`チ 砂糖勘定 調整金口	三井住友銀行	東京公務部	普通預金	0 1 7 7 2 9 9
		三菱東京UFJ 銀行	東京公務部	普通預金	0 0 7 6 3 2 2
		りそな銀行	東京公務部	普通預金	0 1 3 9 7 7 6

区分	提出期限	様式上の項目	チェック項目	レ	
含糖率の証拠書類	11/30まで		商品名はインボイス等で確認できる商品名が記載されているか。		
売買手続届出書 (原本)	10/31～12/28まで	1 売買申込 に使用する代 表者の印鑑欄	代表者又は代理人の印は押印（複数の部署に委任する場合は全ての代理人の印）はされているか。		
			内部委任する場合、委任状は添付されているか。		
	委任状 (内部)	10/31～12/28まで 売買手続届出書に添付	委任者欄	代表者印は押印されているか。	
			2 対象品目	輸入加糖調製品を選択しているか。	
		3 委任事項	代理人の印は押印されているか。		
			委任される代理人分の委任状はあるか。		
担保提供書	12/19～12/28まで	提供者欄	代表者又は代理人の印は押印されているか。 (※保証書等が会社全体で一括保証している場合であって、売買申込を複数の部署に委任している場合、担保提供書に代表者印を押印。)		
		添付書面	保証書又は法令保証証券が添付されているか。		
金銭（特定担保）	輸入申告日の前日の10:00まで（注）		担保の振込先の口座（P.13参照）は間違っていないか。		
金銭（根担保）	12/19～		担保の振込先の口座（P.13参照）は間違っていないか。		
保証書	12/19～	3 保証品目	輸入加糖調製品を選択しているか。		
法令保証証券	12/19～	保証品目	輸入加糖調製品を選択しているか。		
一括納付申請書	12/19～	本文	本文の期間の終了日は、 平成31年9月 までになっているか		

（注）年始当初（1月4日、7日又は8日）に輸入申告を予定している者は、通常と異なりますので、P.18を参照してください。